

【市進学院】納入金について

■ 費用

各上段：本体価格、下段：税込価格

◎小4

学習形態		月単位費用		
		授業料	総合指導費	合 計
個別指導	2科目 (算国)	8,800円 (9,240円)	2,000円 (2,100円)	10,800円 (11,340円)

半期分諸経費(2月・9月のみ)		
教材費	テスト費	合 計
6,400円 (6,720円)	4,200円 (4,410円)	10,600円 (11,130円)

◎小5

学習形態		月単位費用		
		授業料	総合指導費	合 計
集団授業	3科目 (算国英)	15,800円 (16,590円)	3,000円 (3,150円)	18,800円 (19,740円)
集団授業	2科目 (算国)	11,200円 (11,760円)	3,000円 (3,150円)	14,200円 (14,910円)
個別指導	3科目 (算国英)	19,200円 (20,160円)	3,000円 (3,150円)	22,200円 (23,310円)
個別指導	2科目 (算国)	14,600円 (15,330円)	3,000円 (3,150円)	17,600円 (18,480円)

半期分諸経費(2月・9月のみ)		
教材費	テスト費	合 計
11,200円 (11,760円)	5,600円 (5,880円)	16,800円 (17,640円)
11,200円 (11,760円)	5,600円 (5,880円)	16,800円 (17,640円)
11,200円 (11,760円)	5,600円 (5,880円)	16,800円 (17,640円)
11,200円 (11,760円)	5,600円 (5,880円)	16,800円 (17,640円)

* 英語の教材費・テスト費は英語の授業料に含んだ設定となっています。

◎小6

学習形態		月単位費用		
		授業料	総合指導費	合 計
集団授業	3科目 (算国英)	17,200円 (18,060円)	3,000円 (3,150円)	20,200円 (21,210円)
集団授業	2科目 (算国)	12,600円 (13,230円)	3,000円 (3,150円)	15,600円 (16,380円)
個別指導	3科目 (算国英)	21,200円 (22,260円)	3,000円 (3,150円)	24,200円 (25,410円)
個別指導	2科目 (算国)	16,600円 (17,430円)	3,000円 (3,150円)	19,600円 (20,580円)

半期分諸経費(2月・9月のみ)		
教材費	テスト費	合 計
12,400円 (13,020円)	6,200円 (6,510円)	18,600円 (19,530円)
12,400円 (13,020円)	6,200円 (6,510円)	18,600円 (19,530円)
12,400円 (13,020円)	6,200円 (6,510円)	18,600円 (19,530円)
12,400円 (13,020円)	6,200円 (6,510円)	18,600円 (19,530円)

* 英語の教材費・テスト費は英語の授業料に含んだ設定となっています。

◎各コースとも1科目からの受講も可能です。日程・料金等についてはお問い合わせください。

※上記諸経費(教材費・テスト費)は、年間を2回に分け、前期・後期の開始時にのみ納入していただくものです。

なお諸経費は、期の途中からの入会の場合は、割引となります。

◎速読講座

速読受講料 (月額)	月4回	月8回
小1～小6 正会員	3,600円 (3,780円)	5,400円 (5,670円)

■ 入会金について ◆15,000円(税込15,750円)／入会時のみ

市進教育グループ(市進学院・市進予備校・市進チューターバンク・個太郎塾等)に正会員として入会する場合、全学年共通で所定の入会金を納入していただきます。入会金については以下の取り扱いを致します。

- ①一度納入された入会金は、市進教育グループ全体で高校卒業まで有効です。たとえば小6で市進学院に在籍し、高校進学後市進予備校に入会する場合、改めて入会金を納入する必要はありません。また個太郎塾に通う場合や、市進チューターバンクの家庭教師指導を受ける場合も同様です。
- ②本人が、以前、正会員として在籍していたことがある場合、再入会の際の入会金は不要です。
- ③兄弟姉妹がかつて市進教育グループに在籍したことがある場合、または在籍中である場合、2人目以降の入会金は免除されます。また、兄弟姉妹が同時に2人以上入会する場合も、2人目以降の入会金が免除となります。
- ④保護者の方がかつて市進教育グループに正会員として在籍されていた場合、お子様の入会金は免除となります。詳細は教室にお問い合わせください。

※上記の入会金免除規定は、講習会員(講習のみ参加の生徒)には適用されません。

■ ご注意

1. 各時期の納入金は以下ようになります。

* 入会時＝入会金＋半期分諸経費＋月単位費用 1 ヶ月分

* 入会后／学期始め(年2回)＝半期分諸経費＋月単位費用 1 ヶ月分

* 入会后／その他の月(講習時期を除く)＝月単位費用 1 ヶ月分のみ

2. 上記初回納入金以降の月単位費用については原則として口座振替となります。

3. 季節講習の受講料については別途お知らせいたします。

4. 総合指導費の内訳

総合指導費／学習・進路相談、入試情報等提供、通信費、冷暖房等環境施設の維持費として

5. 諸経費の内訳

教材費／配付学習教本、テキスト、ホームタスク、教材プリントなどの費用として

テスト費／到達度テスト、チェックテストなどの費用として(ただし、季節講習時のテスト費は含まれません。)

* 口座振替日など、詳しくは入会手続き時に配付する『市進学院システムガイド』をご参照ください。

■ 市進学院の契約概要

本書面の内容を十分にお読みください

第1条(契約の成立)

1. 市進学院への入会申込者(以下「甲」という。)は、市進学院を運営する下記の株式会社市進(以下「乙」という。)に対し、市進学院のシステム(入会案内書、約款及び関連するお知らせ)の内容に同意の上、市進学院入会申込書兼個人カード(以下「契約書」という。)に必要事項を記入して、乙に申込を行います。

記	
名 称	株式会社市進
住 所	〒113-0033 東京都文京区本郷 5-25-14
電 話	03-3818-3663
代表者	益田 耕次

2. 甲の申込に対し、乙がこれを承諾した場合に、市進学院の入会契約(以下「本契約」という。)が成立するものとします。
3. 本契約の成立の証として、乙は甲に対し、市進学院入会申込書(保護者様控)をお渡し致します。

第2条(役務の提供及び対価の支払)

1. 乙は、甲に対し、各教科について甲が選択した学習指導方法により、学習指導サービスを提供します。学習指導サービスの詳細につきましては、入会案内書をご参照ください。
2. 甲は、乙に対して、前項において選択した学習指導方法について、「【市進学院】納入金について」等(以下「納入金について」)に定められた金額の合計額及び方法により、学習指導サービスの対価(以下「授業料等」という。)を支払うものとします。

第3条(費用等の扱いについて)

1. 授業料等は、原則として翌月分を毎月納入金について等に定める日に口座振替の方法により納入していただくものと致します。但し、本契約に係る教材費、テスト費の諸経費については、半年分を毎年2月分及び9月分の授業料に加算して納入していただくものと致します。
2. 乙が甲より受領した授業料等については、金融機関の保証等は付されておりませんが、乙が責任を持って管理致します。

第4条(契約の成立日)

1. 本契約の成立日は、契約書に記載された日とし、乙において学習指導がなされている限り、現実の受講の有無を問わないものとします。
2. 何らかの事情により契約書に契約日が記載されておらず、具体的な契約日が特定できない場合は、甲が初回の授業を受けた日を契約日とみなします。

第5条(学習指導の実施場所)

乙は、契約書記載の入会希望教室において学習指導を行います。但し、やむをえない事情がある場合には、他の場所に移動することがあります。

第6条(学習指導期間と契約期間)

学習指導の期間及び本契約の契約期間は、甲又は乙による書面による別段の意思表示のない限り、第4条の本契約の成立日から中学受験総合科は小学6年の1月末まで、公立中高一貫校受験コースは小学6年の2月末まで、それ以外のコースは、特別にお申し出がない場合、中学3年の2月末までとします。

第7条(関連商品)

関連商品は、教材だけです。甲は、本契約第2条第1項で選定した学習の実施に必要な教材を購入するものとします。詳しくは入会案内書をご参照ください。

第8条(クーリングオフ)

1. 甲は、契約書を受領した日から起算して8日間(但し、本契約を締結するにあたり乙が甲に対しクーリングオフが行使できないものと説明して誤信させたこと又はクーリングオフを行使しないように圧力をかけて困惑させたことにより甲がクーリングオフを行使しなかった場合は、甲が乙から改めてクーリングオフができる旨を記載した書面を受領した日から起算して8日間とします。)は書面によって本契約を解除(以下「クーリングオフ」という。)することができます。この場合において、前条に規定する教材の購入契約も同様にクーリングオフすることができます。
2. 前項の本契約及び教材の購入契約のクーリングオフは、甲が乙に対して当該契約をクーリングオフする旨を記載した書面を発信した時に効力を生ずるものとします。
3. 第1項による本契約及び教材の購入契約のクーリングオフがあった場合には、乙は甲に対し、当該契約のクーリングオフに伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することはせず、教材の返還又は引き取りに要する費用も請求致しません。また、既に本契約に基づき役務が提供されたときにおいても、乙は甲に対し、本契約に係る役務の対価その他の金銭の支払いを請求致しません。
4. 第1項による本契約のクーリングオフがあった場合において、本契約に関連して乙が甲から金銭を受領しているときは、乙は甲に対して速やかに当該金銭を返還するものと致します。

第9条(中途解約)

1. 甲は、第8条第1項に定める期間の経過後、乙に対して書面によって通知することにより、本契約を将来に向かって解約(以下「中途解約」という。)することができます。この場合において、前条に規定する教材の購入契約も同様に中途解約することができます。
2. 前項による本契約の中途解約があった場合には、乙は甲に対し、以下各場合に応じた金額及びこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額の範囲内において解約料の支払いを申し受けます。
 - ①当該中途解約が本契約に基づく学習指導サービスの提供開始後である場合
乙が甲に対して提供した学習指導サービスの対価に相当する金額に2万円または月単位費用のいずれか低い金額を加算した金額
 - ②当該中途解約が本契約に基づく学習指導サービスの提供開始前である場合
通常要する費用として11,000円
3. 第1項による教材の購入契約の中途解約があった場合には、乙は甲に対し、教材費等実費相当額及びこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額の範囲内において違約金の支払いを申し受けます。
4. 乙は、本契約に基づく学習指導サービス提供開始後に甲が本条に基づく中途解約をした場合、前納した諸経費について、「特定商取引に関する法律」に基づき、以下の算式に従い本条第2項に基づく解約料及び本条第3項に基づく教材費等実費相当額を控除した上、残額が生じた場合にこれを返還致します。なお、前渡し教材費は返金の対象となりません。

$$\text{返金額} = (\text{教材費} - \text{前渡し教材費} + \text{テスト費} + \text{特別講座料}^*) \times \frac{\text{未受講月数}}{\text{学期期間中の月数}} - \text{解約料}$$

*特別講座料は中学受験科小6生のみが該当となります。

第10条(個人情報保護)

本契約に際し甲より乙が入手した個人情報は、乙が学習指導サービスを提供する目的にのみ使用するものとし、第三者への提供は行いません。詳しくは入会案内書をご参照ください。

第11条(紛争の解決)

1. 本契約の内容について疑義が生じた場合、その他本契約に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、民法及び特定商取引に関する法律その他の関連諸法によるものとします。

以 上